

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2回）

令和8年3月6日
株式会社 ナルミヤ

女性従業員の職業生活に関する機会の提供及び職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備のため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間

2. 内容（達成しようとする目標に関する事項）

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標1：課長代理以上に占める女性の割合を30%以上

<対策>

- ・年齢による役職定年制の見直し
- ・製造部への女性社員の配置の検討

② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標2：社員の年次有給休暇の取得日数を一人あたり年間15日以上
（パートは100%取得）

<対策>

- ・年間の時期指定（一斉有給日）日数の見直しを検討
- ・毎月の有給取得実績を月末に資料にて全社員に周知（前年比較含む）